～県病跡地・最新情報～

県立加古川病院跡地については、幾度となく取り上げてまいりました。昨年に事業者が決定し、現在取り壊しが進んでいることも、ご存じの通りです。
その跡地利用について、変更があったことが県病院局から発表されました。主な変更点などは以下の通りです。

1.変更概要

内容	変更前	変更後
土地利用計画	分譲マンション、分譲宅地	自動車販売店（ショールーム、サービス工場） 分譲宅地
医療提供施設	3 階建メディカルセンター（3 診療科） 店舗・賃貸マンション	医療棟（平屋）×2 棟（2 診療科） ※敷地外に 1 棟（1 診療科）
分譲宅地の規模	37 区画　4,968 ㎡	43 区画　5,523 ㎡

2.変更理由

(1)土地利用計画

・近隣の分譲マンションの販売が足踏み状態であるため、戸建のみの計画に変更。
・分譲マンション計画用地及び分譲宅地計画用地の一部を自動車販売店に売却。
　自動車販売店がショールーム及びサービス工場を整備し、運営。

(2)医療提供施設

当初計画の 3 階建てビルと比較して経費面で有利（賃料を抑えることが可能）な木造平屋に変更

(3)分譲宅地の規模

計画の見直しを踏まえ、分譲宅地の規模を変更（拡大）

（兵庫県病院局発表資料から抜粋）

分譲マンションと賃貸マンションで、合わせて 89 戸の計画でしたが、市況の影響により変更されることとなりました。県病院局としても了承されました。取り壊しもすすんでいますし、前回のように撤退という事態になるよりは良いと考えます。
スケジュールについては変更はないようですが、引き続き変化があればお知らせ致します。

取り壊される元県立加古川病院

コラム　～　一般質問って？　～

一般質問とは、議員が市の施策の方針や状況について報告や説明を求めたり、疑問点や問題点をただしたりすることです。なお、定例会にのみ認められており、臨時会では行いません。
加古川市議会では、議員 1 人につき年間 60 分の時間が与えられており、6 月の定例会が終わったときにリセットされます。私は今回の質問で時間を使い切りましたが、9 月定例会からは、また 60 分に戻るということです。この 60 分が長いか短いか。私も最後は時間切れが気になり、少し急いでしまいました。せめて会派内で時間の受け渡しができれば良いと思いますが、これは今後の議会改革の一つのテーマになるかもしれません。

なかむら亮太の市政報告

NO.9
発行日：2012 年 6 月
発行：加古川市議会
市民クラブ
加古川町北在家 2000
079-427-9308

未来に残せる加古川のために

いよいよ夏を思わせる日差しも増えてまいりました。市民の皆様におかれましては、健康に十分ご留意下さいますようお願い致します。
特に今年も電力不足が予想されており、冷房も控えることも必要ではありますが、室内でも熱中症の可能性はありますので、ご注意下さい。
さて、加古川市議会においては、6 月議会が行われました。私は一般質問も行い、今後の問題になるかと思われる「空き家」問題を取り上げました。
今後も、未来に残せる加古川のために活動して参りますので、引き続きのご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

平成 24 年第 2 回定例会（平成 24 年 6 月 11 日～6 月 19 日）

主な議案の審査結果

	件名	議案概要	議決結果
議案第49号	加古川市大規模集客施設規制地区建築条例を定めること	規制地区内は、床面積10000㎡を超える大規模集客施設の建築を禁止する。違反は罰金50万円以下。	原案可決（全会一致）
議案第51号	加古川市医療の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めること	障がい者に対する医療費助成について、当分の間、扶養控除の一部廃止が無かったものとして措置する	原案可決（全会一致）
議案第54号	災害用備蓄毛布売買契約締結のこと	小中学校に避難所用備蓄毛布12,000枚を整備する。（一校あたり300枚）	原案可決（全会一致）
議案第55号	避難所用畳マット売買契約締結のこと	小中学校に避難所用畳マット1,200組（6枚1組）を整備する。	原案可決（全会一致）

意見書の審査結果

	件名	審査結果	中村賛否
意見書案第3号	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国費負担制度2分の1復元に係る意見書	採択（全会一致）	賛成
意見書案第4号	緊急事態基本法の早期制定を求める意見書	採択（賛成多数）	賛成
意見書案第5号	こころの健康基本法（仮称）の早期制定を求める	採択（賛成多数）	退席

Q：意見書とは？
地方公共団体の公益にかかわる事柄について、議会の議決に基づき、**議会としての意見や希望**を意見書として内閣総理大臣、国会、関係行政庁に提出できることとされています
◆意見書案第 5 号について
こころの健康基本法（仮称）とは、現在国でも超党派で話し合われ、制定の動きがある法案です。うつ病などこころの問題は大切なことです。精神疾患者の基本的な権利は守らねばいけませんが、引きこもり等全ての問題を一つにしてしまっています。国に意見をするのですから、その辺りをもっと議論すべきですが、議論が尽くされていないと考え、離席しました。

「空き地・空き家は、大きな問題となっている」現状と今後の対応について問う！

◆今回の一般質問項目

1．空き地・空き家の適正管理について

①加古川市における空き家の把握状況と対応状況について

②加古川市放置家屋等の適正管理に関する要綱第４条の解釈について

③加古川市放置家屋等連絡会議について

④空き地・空き家データベースについて

⑤条例の制定について

（詳しくは「中村亮太 HP」にてご覧下さい）

空き家情報をデータ化し、地域団体と共有すべき。それが、防犯や青少年健全育成に繋がる！

Q：空き家の把握状況と対応状況は

答弁：平成 20 年の住宅・土地統計調査では、市内の空き家の戸数は、アパート等の未入居戸数を含めて 10,480 戸で、全戸数 105,900 戸に占める割合は 9.9%となっています。

管理不全な状態の放置家屋等の対応状況は、平成 16 年度以降 92 件の通報等があり、是正指導を行った結果、是正済みが 48 件、引き続き是正指導が必要なものは 28 件、軽微なもので引き続き見守っているものが 16 件で、是正率は 52%となっています。

Q：要綱第４条の解釈は

要綱において、第４条で実態調査について規定されています。「市民からの情報提供があったとき」が１つあるわけですが、もう一点「第３条（適正管理）に規定する管理が行われていないと認めるとき」と記載があります。この文章について、「市長が、市民からの情報提供が無い場合でも、市長の下にある行政組織の構成員（市職員）が放置家屋を発見し、それが要綱に定める適正管理が成されていないものに該当する場合は、独自で対応できる」と解釈できますが、まずその解釈で良いかどうか、そして、その解釈で良い場合、これまでにそのようなケースがあったのでしょうか。

答弁：「適正管理がなされていない状態を発見したとき」に、市が実態調査をできる旨を定めています。このことから、職員が建築パトロール中に建築物の状況を確認していますが、今のところ是正が必要な物件は発見していません。

再質問：職員への徹底は

是正の必要な物件を発見していないということですが、パトロールの際に空き家を発見し、建築指導課等に報告をしたが、最終的に是正などの必要がなかったということでしょうか。(その場で勝手に判断するのではなく、適正な処理をしているか)

答弁：発見したものは、持ち帰って台帳や記録と照合していく中で、是正が必要ではないと判断しています。

Q：加古川市放置家屋等連絡会議は

答弁：発足して１年ですが、現状大きな問題もなく運営できております。

◆空き家には、どんな問題があるの？

景観の阻害、破片の落下や建物の倒壊等による生活環境と安全への影響、青少年犯罪等事件の発生可能性、火災の危険性などが挙げられます。加古川でも、放火や子供が入り込んで煙草を吸っている等の報告があります。

◆要綱には、どんな規定があるの？

実地調査ができることや、対策のため放置家屋等連絡会議を設置、開催できること、そして、実態調査により管理不全になるおそれや管理不全な状態と認めるときは、所有者に対し、**必要な措置について助言・指導を行うことができること、それでも放置された場合は勧告ができること**などが規定されています。

空き家対策、一歩進んだ対応を！

Q：空き家データベース構築は

空き家から発生する問題を防止していくためには、行政だけでは限界があり、地域での見回り活動が欠かせません。ですが、地域でもどこに空き家があるか把握できていない状態です。独自に把握されていても、他団体との共有までは至っていないケースもあります。やはり市が主体となって、情報共有をすべきです。

そこで、市が情報を市内外から収集・集約し、一元化した空き地・空き家のデータベースを構築することを提案します。

データベースを構築できれば、そこから地図データも作成でき、各種団体へ提供することで情報共有ができるので、見回り効率の向上が図れ、犯罪や青少年の健全育成に役立ちます。また、台風などの災害時にも、空き家からの被害が及ぶ地域をある程度特定でき、注意喚起を含めて対応しやすくなります

答弁：今年度、市内の建築確認申請に係る台帳のシステム構築を行います。これは、建物位置も地図情報で管理できます。このシステムを活用し、**現在把握している放置家屋の情報についてもデータベース化し、地図上で管理する予定です。**

再質問：地域との情報共有は

答弁：情報共有についてですが、これは個人情報という側面もあるので、慎重に対処したいと考えています。

更に質問：空き家は個人情報か

空き家という情報は個人情報でしょうか。〇〇さんの持ち物とまで言えば個人情報ですが、「ここが空き家」という情報は個人情報ではないのでは。（個人情報でないなら、情報共有は可能では）

答弁：空き家という情報だけでは、**個人情報とは言えない**と考えます。

Q：条例制定は

本市では要綱において勧告まで規定されていますが、更に踏み込んだ対応も求められているのではないでしょうか。条例の制定について、現在はどのように考えていますか。

答弁：更に踏み込んだ対応処置のため、条例の制定も検討はしていますが、現状の指導で一定の成果が上がっていることもあり、現体制で課題整理しながら、必要であれば条例で対応したいと考えています。

なお、今年度から兵庫県が空き家対策検討会を設置すると聞いており、本市も参加します。

また、国へも、法整備の要望を上げております。

市政報告の郵送ご希望の方へ

この市政報告は、基本的にポスティングと駅前等での配布となっております。郵送をご希望されます方は、ご遠慮なく下記までご連絡下さい。次回より、郵送にてお送り致します。（お名前とご住所を明記下さいますよう、お願い致します。頂戴した個人情報につきましては、厳重に管理を致しております。）

中村　亮太

住所：加古川市加古川町北在家 2000　加古川市議会市民クラブ

TEL：079-427-9308（会派控室）・079-425-3811　/　FAX：050-3156-1255

E-MAIL：info@ryotanakamura.com